

厚生労働省発表
平成20年7月3日(木)

職業安定局雇用保険課
課長 宮川 晃
課長補佐 長良 健二
電話 5253-1111 (内線) 5763
夜間直通 3502-6771

雇用保険の基本手当の日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更について

- 1 雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、雇用保険法の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて毎年自動変更されているが、今般、毎月勤労統計の平成19年度の平均給与額（同年度の各月における平均定期給与額の平均額）が平成18年度の平均給与額に比して約0.6%低下したことから、この低下した率に応じて、
 - 基本手当の日額の最低額及び最高額等の引下げ
 - 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額の引下げ
 - 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額（支給限度額）の引下げを行う旨の告示が制定され、本年8月1日より適用されることとなった。
- 2 変更の概要は別添のとおりである。

1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引下げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 6, 7 7 7 円	→ 6, 7 4 1 円
	② 45歳以上60歳未満 7, 7 7 5 円	→ 7, 7 3 0 円
	③ 30歳以上45歳未満 7, 0 7 0 円	→ 7, 0 3 0 円
	④ 30歳未満 6, 3 6 5 円	→ 6, 3 3 0 円
最低額	1, 6 5 6 円	→ 1, 6 4 8 円

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別紙のとおり引き下げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

4, 3 5 3 円 → 4, 3 4 5 円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

5, 4 8 3 円 → 5, 4 6 5 円

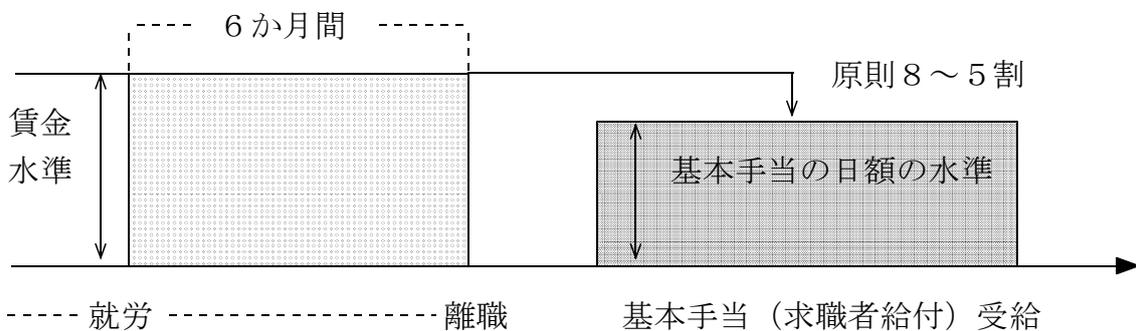
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別紙参照。

となる。



- 1日当たりの  の額： 賃金日額
- 1日当たりの  の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（※）の引下げ

平成20年8月1日以後、

1,341円 → 1,334円 と引き下げられる。

（例）

賃金日額7,000円、基本手当の日額4,797円の者（60歳未満）が、失業の認定に係る期間（28日間）中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間（28日分）の基本手当の支給額

1日当たりの減額分は、

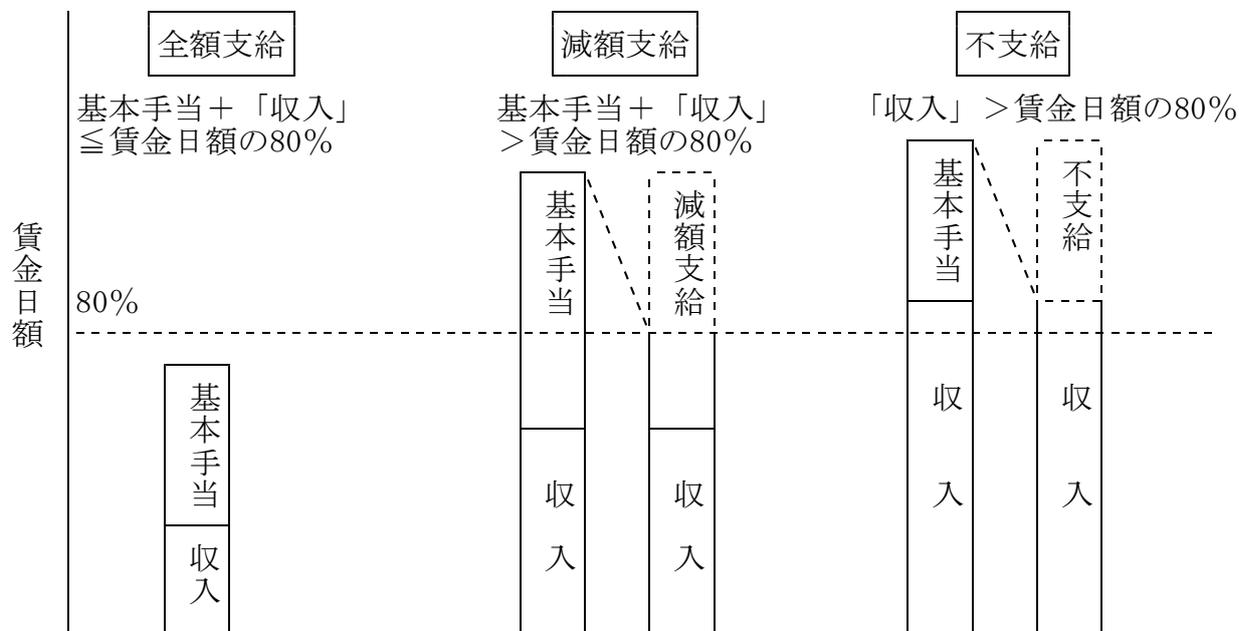
$$[(6,000円/2 - 1,334円) + 4,797円] - 7,000円 \times 80\% = 863円$$

基本手当の支給額は、

$$4,797円 \times (28日 - 2日) + (4,797円 - 863円) \times 2日 = 132,590円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えると、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入が賃金日額の80%相当額を超えると、基本手当は支給されない。



（注）1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,334円（改正後）

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

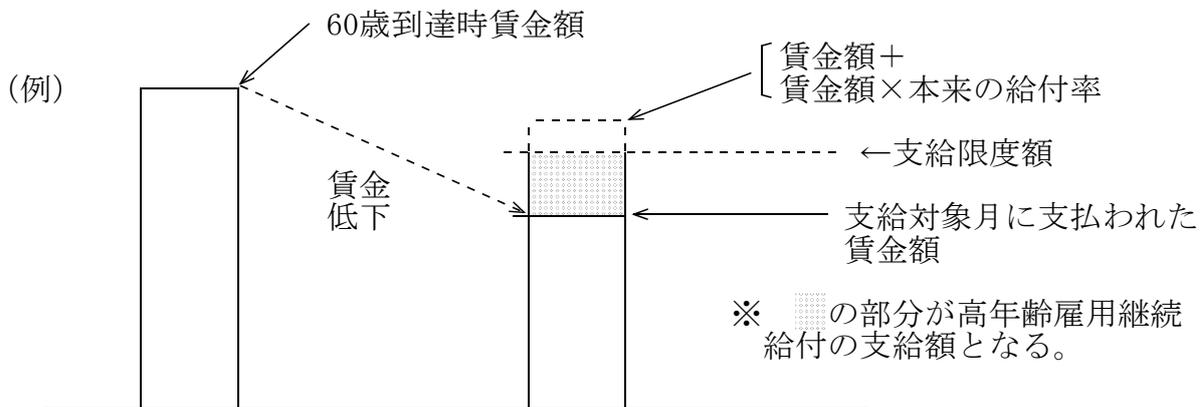
3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引下げ

平成20年8月以後、

339, 235円 → 337, 343円 と引き下げられる。

※ 支給限度額とは、

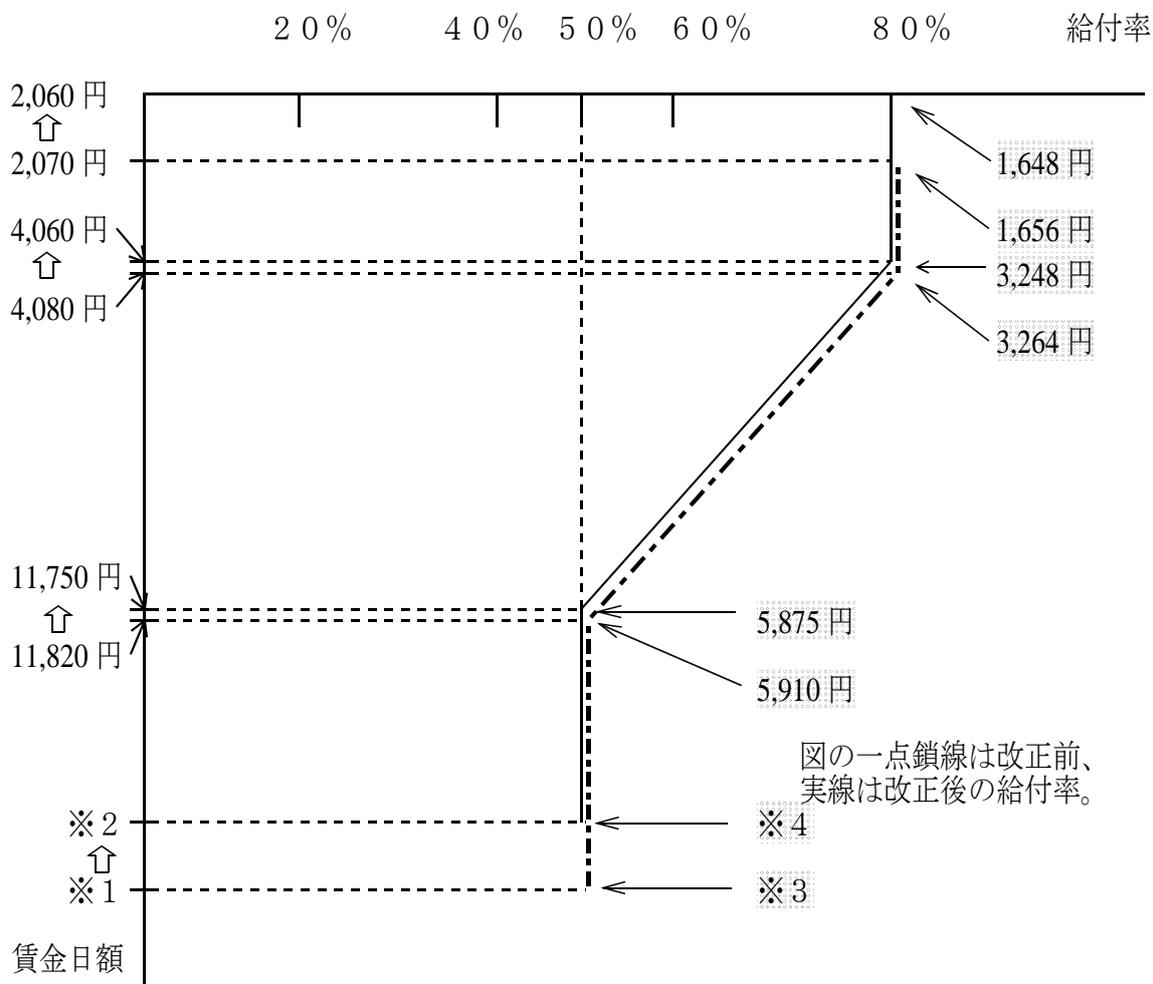
- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	12,730円	12,660円	6,365円	6,330円
30歳以上45歳未満	14,140円	14,060円	7,070円	7,030円
45歳以上60歳未満	15,550円	15,460円	7,775円	7,730円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

* 右側の網かけ数値は、基本手当日額

